

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

（所管課：市民活動推進課）

1	施設名	甲賀市貴生川コミュニティセンター	
2	施設の目的	地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する地域コミュニティ活動を高め、地域連携の促進に寄与すること。	
3	施設の概要	所在地：甲賀市水口町貴生川308番地1 施設構造：鉄骨コンクリート造2階建 延床面積：647㎡ 1階：和室（68㎡）、会議室（48㎡）、調理室（46㎡） 2階：学習室（47㎡）、集会室（137㎡）	
4	募集方法	非公募	
5	指定期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日（3年間）	
6	管理業務内容	運営に関する業務 ①施設貸出・受付業務 ②展示業務 ③備品等貸出業務 ④広報宣伝業務 ⑤提案事業(指定管理の目的に資する事業) 維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③備品等保守管理業務 ④駐車場保守管理業務 ⑤清掃業務 ⑥外構保守管理業務 ⑦植栽管理業務 ⑧保安警備業務 ⑨環境衛生管理業務	
7	指定管理料 （参考額）	（指定管理料限度額） 11,955,000円 （年間指定管理料） 3,985,000円 消費税及び地方消費税含む	
8	指定候補者 （代表者名） 主たる事務所の 所在地	（団体名・代表者名） 貴生川地域自治振興会 （所在地） 甲賀市水口町貴生川308番地1 （設立年月日、事業概要） 平成23年7月9日設立 地域の実情に応じて課題解決に向けた事業を実施。	
9	指定候補者の選定理由	貴生川コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。 このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第	

	5条第1項第4号により、非公募による指定管理者として貴生川地域自治振興会を指定します。			
10	選 定 委 員 * 委員長 (50 音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 福山 孝徳 公の施設の利用者 前野 沙穂 学識経験を有する者 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者	元金融機関、元商工会事務局長 社会保険労務士法人 地域区長会理事 税理士 元企業役員	
11	選 定 委 員 会	第5回 指定管理者選定委員会 開催日 令和5年10月23日		
12	選 定 基 準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13	選 定 結 果	☒ 当該施設の指定候補者として適当である。 ☐ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 利用者数や収入の増加、また管理経費の縮減を含めた具体的な経年計画に基づく管理運営に努めてください。		

令和5年10月23日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博